< 農業委員会法第53条に基づく東京都への意見 > 令和3年度 東京都農業施策に関する意見

東京の農業は、それぞれの地域で環境に適応した特長ある展開がはかられており、地域にとってかけがえのない多面的な役割を果たしている。しかし、現行の制度や施策のもとでは農地の減少に歯止めがかからず、農業生産の規模も縮小している。こうしたなか、将来にわたって農地を残していくことができるかどうか、非常に重要な局面を迎えている。

いま、東京農業をめぐる重要課題は、まず認定農業者や将来を担う後継者、新規就農者を核とした多様な担い手の育成と確保である。さらに都市農地については新制度の周知を徹底したうえで、まちづくりにおいて貴重な農地を保全する体制を構築することである。そして、農業振興地域や山村・離島地域に対しては将来展望が開けるような振興施策を構築することである。

こうした大きな課題のもと、東京都には「農業・農地のある東京」を次世代に受け渡すことを目標に独自の施策を打ち立てることが強く期待されている。よって、令和3年度農業施策において下記事項を実現されるよう、第126回通常総会の総意をもって意見を提出する。

記

1. 多様な担い手の確保

(1) 認定農業者に対する支援の強化

認定農業者を確保し、その経営改善を実現するための支援策を強化すること。また、区市町村が行う支援事業等を積極的に後押しするため都に「認定農業者等担い手支援対策室(仮称)」を設置し支援体制を強化すること。

(2) 農業後継者の確保対策の強化

将来にわたり東京の農地を守り農業を発展させるためには農業後継者の確保が不可欠であることから後継者確保対策を一層強化すること。なお、後継者が安心して就農し新たな農業に意欲的に取り組むためには、必要な施設・機械等の整備に向け、就農当初の営農資金の確保が重要であることから、都独自の「農業後継者育成給付金事業」(仮称)を創設すること。

また、未就農の農家子弟を対象として、地域農業や支援施策に関する情報の提供や既に就農している地域の農業者等との交流の機会を設ける就農促進事業を創設すること。

(3) 新規就農者に対する支援の強化

販売・流通面の強化をはじめ、農外から新規に参入する就農者の経営確立 に対する支援を強化すること。また、新規就農者がその地域に安定して定住 できるよう住居の確保を支援する事業を創設すること。

(4) 認定農業者を目指す農家に対する支援施策の確立

東京都内において今後、認定農業者の認定を受ける経営体の数を確保し、 さらに増やすためには、認定を受けるに至っていない広範な農家の意欲を喚起し、所得向上を後押しする必要がある。そこで、担い手を支援する各種支援事業の対象については一定の規定を設けたうえで認定農業者を目指す農家にまで拡大すること。 (5) 女性農業者の育成とネットワークの構築

農業経営の重要な担い手である女性農業者がますます活躍できるよう、研修等の支援を強化するとともに、都内全域のネットワークを構築すること。

(6) 援農ボランティアの育成

農家における労働力確保対策に加え、農業に関わりたいという市民からの要求に応えるため、区市町村や地域団体等が援農ボランティアや農作業受託組織の育成をはかる取組に対して支援を強化すること。

(7) 農家における雇用者の研修期間に対する都独自の支援

人々の働き方が変化するもとで、農家において一定以上の農業技術を持つ 雇用者を安定して確保することが重要な課題になっている。そこで、無料職 業紹介所において登録後、農家に雇用された臨時雇用者について、技術研修 にかかる期間中の雇用経費を補助する事業を創設すること。

(8) 就労を希望する障害者と農業経営体を結ぶ事業の構築

農福連携を促進するためには、就労の場として農業を希望する障害者やそれを支援する事業所等と農業経営体を結びつけるマッチングの取組が重要である。そこで、相談を受け付ける窓口やコーディネーターを設置するための新たな事業を創設すること。

また、障害者を受け入れる農業経営体が休憩施設やトイレの設置をする際 にこれを支援する事業を創設すること。

2. 担い手の経営力強化に向けた支援

(1) 農業経営総合サポートセンター(仮称)の設置

規模拡大や農地の貸借、経営継承、法人化、雇用の確保、経営管理、税務など、農業者からの農業経営に関する相談に総合的かつ専門的に対応する窓口として「農業経営総合サポートセンター」(仮称)を設置すること。

(2) 補助事業の拡充と要件等の見直し

高度な技術の導入や施設化、販売力の強化等に対し意欲の高い農業者を積極的に後押しするため、補助事業の予算を大幅に拡充すること。なお、事業対象については原則を3戸以上から個別経営体とすることとし、特に認定農業者等の経営体数が少ない区市町村の農業者に対しては早急に申請要件を緩和すること。また、区市町村が経営計画の認証を行うこと等を条件として認定農業者を目指している農家についても補助の対象とすること。

(3) 農業改良普及事業の強化

都の農業改良普及事業については農家の経営改善や農業技術の向上、農業後継者の育成等に大きな役割が期待されることから、普及指導員を大幅に増員し事業を強化すること。また、各分野について専門性の高い普及指導員の育成をはかること。

(4) 畜産経営の支援

都内の畜産経営は、飼料価格が常に為替に左右される不安定な状況に置かれるとともに、都市的環境で家畜を飼養するために乗り越えるべき課題を抱えている経営も少なくない。そこで、畜産経営の減少を食い止めるためにも経営を維持するための直接的な支援施策を確立すること。

特に、東京オリジナル品種である「トウキョウX豚」や「東京しゃも」、

「東京うこっけい」、そして東京ブランドの「東京牛乳」等を絶やさないための事業継承支援策を講じること。

(5) 都内産の花・植木の需要を新たに創出するための施策

花き・植木の生産を振興するため、新たな技術や品種の開発に積極的に取り組むとともに、新たな需要を創出するための施策を構築すること。なお、都の公共事業においては、使用する花き・植木の遠方からの仕入れは長距離運搬による環境負荷を伴うことから、農作物生産状況調査等によって都内で生産されている品目が把握されている状況も踏まえ、原則として都内産の材料を優先して使用するルールを設けること。

(6) GAP取得農家の支援

農家のGAP取得について引き続き支援するとともに、GAPを取得した 農家がその取組を経営の向上により活かせるよう、都民や市場関係者、民間 事業者等に対し積極的にPRすること。

(7) 災害に強い農業の構築

これまで災害が発生した地域では、がれきの撤去や圃場の整備を請け負う人手の不足、施設再建のため資材の高騰といった問題が発生している。こうした点を踏まえ、災害が発生した際に被災した農家に対しすみやかに援助する体制を構築するとともに、災害に強い農業を構築するための施設整備等に対する支援を強化すること。

- (8) 6次産業化や農商工連携に取り組む担い手の支援 農業経営の6次産業化や新商品開発を支援する施策を構築するとともに、 関連する産業や分野との連携強化や販売促進を支援すること。
- (9) 東京ブランド農産物の開発に向けた試験研究の充実 試験研究においては、農家からの技術開発等のニーズにこたえるとともに、 全国的な知名度を獲得できるような東京ブランド農産物の品種開発ができる よう、予算や人員を拡充すること。
- (10) 指導農業士制度の充実

指導農業士がその優れた技術を後進に伝える機会を増やすため研修希望者とのマッチング等の取組を強化するとともに、指導に必要な資材や設備を導入できるようにサポートする事業を創設すること。また、各区市町村の指導農業士が地域を越えて相互研鑽や情報交流をはかる研修会や交流会を設けること。

3. 地域の特色をいかした農業の支援

(1) 農業振興地域に対する独自支援策の構築

農業振興地域は重点的に農業を振興すべき地域であることから、国の施策のみならず、都においても独自の支援策を確立して積極的に振興をはかること。とりわけ都市近郊に位置する農業振興地域では近年、有効な振興施策が実施されてこなかったことから、「山村・離島振興施設整備事業」等と同等の支援事業を構築し、後継者や新規就農者、定年就農など多様な担い手を育成するとともに所得確保に対する徹底した支援を行うこと。

(2) 島しょ農業の振興

島しよ地域の重要な産業である農業を振興するため、各島の状況を踏まえ、 基盤整備や担い手確保、就農者の住居の確保、農産物の販売促進、地産地消 の促進、6次産業化の支援、試験研究、コスト低減などの取組に対し支援を 強化すること。

また、島しょ農業の振興に不可欠な役割を果たすJA東京島しょを支援するとともに、各島の出荷組織や生産者組合に対する支援を強化すること。

(3) 基盤整備の促進

市街化調整区域も含め生産振興や生産効率の向上には農道等の基盤整備が不可欠であることから、小規模土地改良事業の予算を拡充するとともに補助率を引き上げること。

4. 都市農地の保全

(1) 生産緑地制度の啓発に向けた取組と体制の強化

都市農地を守るためには、都内の生産緑地の約8割が申出基準日を迎える2022年までの限られた期間において、生産緑地を持つ全ての農家に対し、特定生産緑地制度に関する正確な情報提供と農地の保全に向けた徹底した啓発を行う必要がある。そこで、都ではその取組の推進体制を整備するとともに、重要な役割を持つ農業委員会系統組織の体制を強化し活動を積極的に支援すること。

(2) 特定生産緑地制度に申請した農家を支援する事業の創設

2022年に向けて特定生産緑地の指定を促進するためには生産緑地所有者が営農を継続する意志を持てるように強く後押しする必要がある。そこで、特定生産緑地制度の申請農家を対象として、今後、長期にわたり生産緑地として維持することを見通すことができるように営農規模の大小にかかわらず対象となるような経営支援事業を創設すること。

(3) 都市農地の確保

区市が買取り申出がされた生産緑地を取得する際に活用できる安定的な財源として「都市農地保全基金」(仮称)を創設すること。

また、買取り申出された生産緑地を農地として維持するためには都がいったん取得して農園として維持する取組も有効と考えられることから、国の支援も要請して用地取得の予算を大幅に拡充すること。

(4) 都市農地保全に取り組む自治体の計画策定等に対する支援

田園住居地域や今後創設が見込まれる新たな地区計画の指定をしようとする自治体に対し、計画策定等に対する包括的な支援を行う体制を構築するとともに予算の確保を図ること。さらに、自治体による計画策定等の取組を後押しするため、モデル区市を設定し重点的に支援する事業を創設すること。

(5) 特別緑地保全地区制度の活用に向けた基金の創設

地域に必要とされている都市農地を将来にわたり保全する手段のひとつとして特別緑地保全地区制度が有効と考えられる。そこで、同制度による指定を促進するため、地区指定の前提となる自治体による買取りを支援するための基金を創設すること。

(6) 都市農地の継承等に関する相談窓口の設置

都市農地に関する制度等については、度重なる改正によりその仕組みが煩雑になっており、さらには個々の農家によっても状況が異なることから、次世代に農地を継承しようとする都市農家には広範かつ専門的な知識を備えた相談窓口が必要である。そこで、都市農地制度や税制、各種施策等について農家からの相談に総合的に対応できる窓口を設置すること。

(7) 生産緑地の貸借を円滑に進めるための事業の創設

都市農地貸借円滑化法の施行により相続税納税猶予制度の適用を受けている農地も含め生産緑地の貸借が事実上可能になったことから、今後は後継者の不在などで労働力が不足している農家等と、農地の借り入れを希望する担い手を結ぶマッチングが非常に重要になる。そこで、貴重な都市農地を保全するためにも農業委員会および農業会議が主体となってこうした生産緑地の貸借が円滑に進むことを支援する事業を創設すること。

(8) 都市環境に適応するための基盤整備事業の強化

都市農地保全支援プロジェクトについては都市に適応した農業を推し進めようとする自治体からの需要が大きいため、予算を拡充するとともに区市町村ごとの利用上限額を引き上げること。

(9) 防災に資する農業用施設等の整備に対する支援

地域の防災に協力する農家が持つ農業用施設・設備等については、住民の一時避難等の際に有効に活用できるよう緊急に点検・整備する必要がある。よって、関係部局間で連携し、その改修や保全、点検等に対する支援施策について早急に検討し実施すること。

5. 農地の遊休化を防止する対策の確立

(1) 遊休農地の発生防止と解消の支援

遊休農地を解消するために有効に活用されている農地の創出・再生支援事業については予算を拡充するとともに補助率を引き上げること。

なお、再生支援については対象となる荒廃農地の要件を緩和するほか、自 治体が研修農場として農地を借り入れる場合や、農地中間管理機構が農地を 中間保有する際にも活用できるよう要件を見直すこと。また、都市農地貸借 円滑化法が施行されたもとで生産緑地の貸借が進んでいることを踏まえ、市 街化区域内でも例えば果樹や植木の圃場を野菜畑に転換する場合には事業の 対象とすること。

(2) 都が管理する土地等の利活用

道路用地買収等で国および地方自治体に所有権が移転した土地は、雑草や害虫が発生するなど隣接する農家および地域の環境にとって好ましくない影響がある。よって、都有地については農地として貸すなど利活用をはかるとともに、国が所有する物納農地等についても同様の対応がはかられるよう働きかけること。

(3) 農地を取り囲む林地や里山の整備促進

農業・農地を守り鳥獣害の発生を抑えるためには周囲をとりまく環境が大きく影響することから、里山的環境を維持・再生する取組を支援すること。

6. 都民の期待に応え、ともに育てる農業の推進

(1) 安全・安心な食料の供給

東京都エコ農産物認証制度については、認証を受けた農業者が制度のメリットを受けられるよう、消費者ならびに流通・販売する業者等に対し積極的な啓発を行うとともに、対象農産物の品目を積極的に拡大すること。なお、農業者や共同直売所が制度をアピールするためのシールやチラシ、パネルといった資材を定期的に提供すること。

(2) 環境保全型農業の取組への支援

農業分野にも脱プラスチックや環境への負荷の軽減が求められるなか、環境保全型農業に取り組む農家を増やし支援する必要がある。そこで、生分解マルチ等の資材の普及をはじめとする自治体や農家の取組を後押しする事業を創設すること。

(3) 優良堆肥の確保

東京都有機農業堆肥センターから供給される良質な堆肥については都内の 耕種農家からの期待が高く増産を希望する声も大きいことから、都内の畜産 農家から堆肥原料を受け入れて生産体制と流通の強化をはかること。

(4) 学校給食における地場産農産物利用の促進

子供たちに地元で収穫された新鮮かつ安全でおいしい食べ物を提供することは食農教育の基本であり、将来の「農業のある東京」の礎である。よって、関係部局間の連携のもと、学校給食における地場産農産物の利用を促進する事業を創設して生産者組織や自治体、学校の取組を積極的に支援すること。

(5) 農地が無い地域への都内産農産物の供給に対する流通支援 東京産農産物の販売を促進し、あわせて都民の農業に対する理解を広げる ため、区部の農地が無い地域の消費者ならびに学校給食に対し、都内各地で 生産された農産物を供給するための流通支援の取組を強化すること。

(6) 食農教育の推進

都民の農業に対する理解を促進し健全な食生活を啓発するため、食農教育に取り組む農家や自治体に対し必要な支援を行うこと。

7. 防疫体制等の強化

(1) ウメ輪紋ウイルス対策の強化

ウメ輪紋ウイルスの緊急防除については、徹底した調査を行い早急かつ確実に根絶すること。また、伐採処分が行われた後の農業生産の再構築に対し積極的な支援を行うこと。

(2) 防疫体制の強化

発生すれば畜産経営に甚大な損害を与えるCSF(豚熱)、鳥インフルエンザ、口蹄疫等について防疫体制を強化すること。

8. 有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣による被害の増大は、農業者自身に営農意欲があっても耕作をあきらめざるを得ない状況を生んでおり、耕作放棄地が発生する要因にもなっている。また、外来生物の増加も看過できない課題となっている。そこで、関係予算を拡充し、被害を防ぐ緊急的な対策と、鳥獣の数を減らす抜本的な対策の両

面で取組を強化すること。

また、部局を横断した獣害対策本部の設置や鳥獣害対策専門官の設置により体制強化をはかること。

なお、都の農産物獣害防止対策事業で進めている電気柵等の設置については 農地を借り入れて営農している農業者が申請できるよう要件を緩和するととも に、防護設備の設置・補修にかかる人件費も対象とすること。

さらに、都市地域にあっても近年、有害鳥獣の増加が深刻化しており、農業 生産はもとより都市住民の生活環境にも影響を及ぼしていることから有効な対 策を早急に構築すること。

9. 地域農業の維持・発展をはかる農業委員会系統組織の支援強化

農地の保全と利用促進、そして担い手の確保・育成等に大きな役割を期待されている農業委員会系統組織が今後とも地域農業の維持・発展に全力で取り組むことのできるよう、運営・活動のための支援を拡充すること。

令和2年3月17日

一般社団法人 東京都農業会議 第126回通常総会